

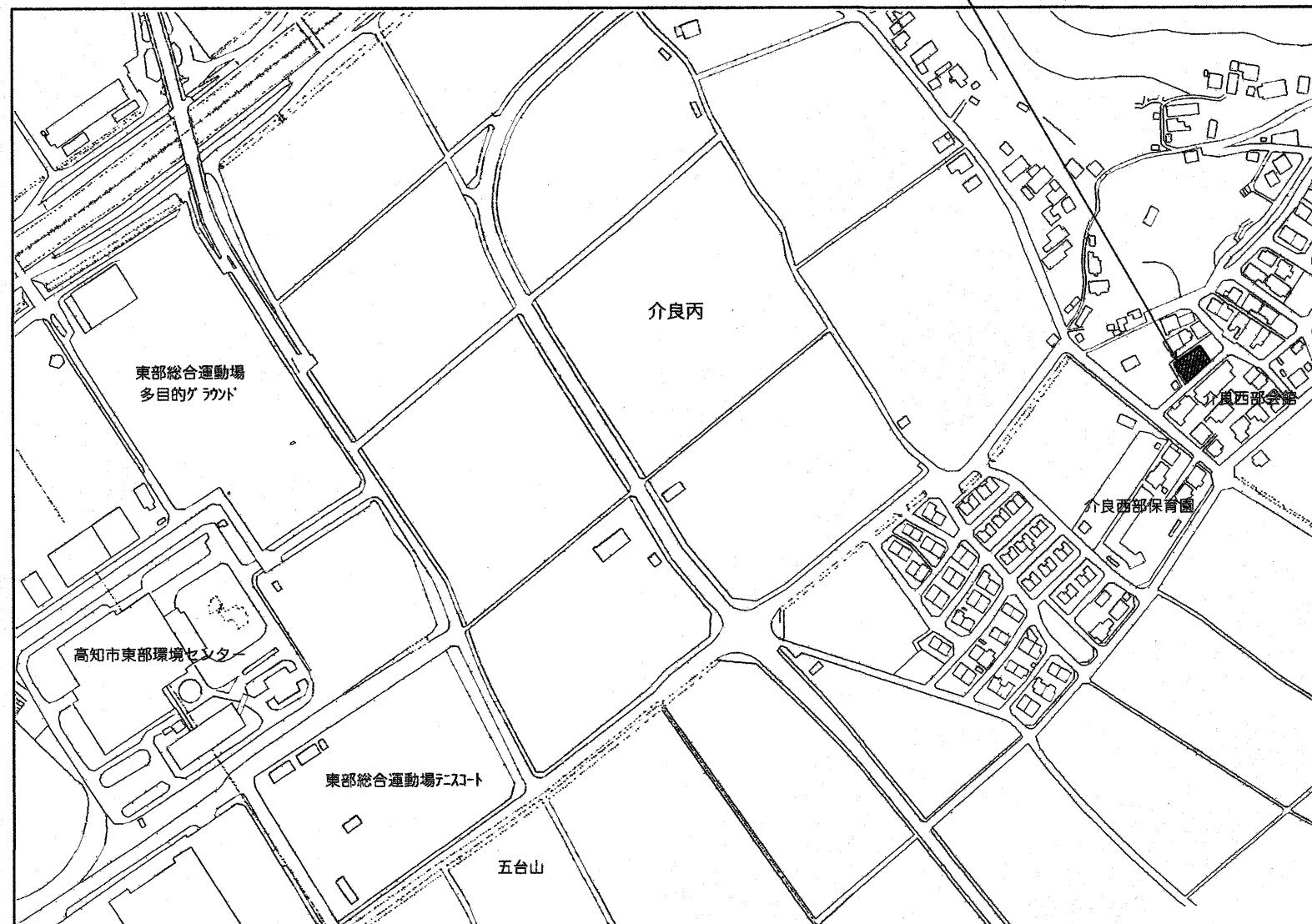
介良市民会館浄化槽改修工事

図 面 目 次		
番 号	図 面 名 称	縮 尺
M-01	機械設備特記仕様書（1）	———
M-02	機械設備特記仕様書（2）	———
M-03	配置図・附近見取図・工事概要	S=1:200
M-04	改修前 配置平面図	S=1:100
M-05	改修後 配置平面図	S=1:100
M-06	合併処理浄化槽 平面図・断面図・フローシート	S=1:50
M-07	合併処理浄化槽 湿式柱状改良 平面図・断面図	S=1:50
E-01	電気設備特記仕様書（2）	———
E-02	合併処理浄化槽 電灯コンセント設備 平面詳細図	S=1:50

介良市民会館浄化槽改修工事 特記仕様書										項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項																																					
Ⅰ 工 事 概 要 1. 工事場所 高知市介良丙329番地 2. 建物概要 <table><tr><th>建物名称</th><th>構造</th><th>階数</th><th colspan="2">建築基準法に基づく</th><th>消防法施行令</th><th colspan="2">都市計画法に基づく</th><th colspan="2">備考</th></tr><tr><td>市民会館</td><td>鉄筋コンクリート造</td><td>2階</td><td>延べ面積</td><td>主要用途</td><td>別表第一</td><td>用途地域</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>420.08㎡</td><td>市民会館</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 3. 工事種目 屋外 排水設備 一式 撤去工事 一式 浄化槽設備 一式 発生材処理 一式 4. 関連工事等 ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事 ・ 植栽工事 ・ 外構工事 ・ 廃体工事 5. 概成工期 ・ 完成期限の（ ）日前 （ 令和 年 月 日 ） 6. 部分使用（工事請負契約書第34条第1項） ・ 浄化槽が使用可能になり次第部分使用とする。 Ⅱ 設 備 工 事 仕 様 1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和7年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要綱」による。 3. 「運休2日制工事」の実施について ※対象（○）選択Ⅰ型 ・ 選択Ⅱ型 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「運休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「運休2日制工事」実施要綱（営繕工事編）による。（https://www.city.koohi.koohi.jp/soehiki/123/syukyuhutsuka.html） ※対象外（理由） 4. 「昼間による作業不能日数」の実施について ※対象 ・ 見込んでいない（理由：米過去の80日値に基づき算定した日数が0日のため ） ・ 見込んでいる（作業不能日数：※現場説明書による ） ※対象外（理由： ） 5. 「中東情勢の悪化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について ※適用する（現場説明書による） ・ 適用しない										建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計画法に基づく		備考		市民会館	鉄筋コンクリート造	2階	延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域							420.08㎡	市民会館						16 統括安全衛生管理職務者の指名		17 発生材の処理		18 再生資源利用（促進） 計画書及び実施書の提出 （助費金額100万円以上）		19 石綿含有材の事前調査		20 化学物質の 室内濃度の測定		21 グリーン購入法		22 設備機材等	
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計画法に基づく		備考																																													
市民会館	鉄筋コンクリート造	2階	延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域																																															
			420.08㎡	市民会館																																																	
一般共通事項 ① 官公署その他への手続き 工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。（1.1.3） [1.1.3] ・ 給水装置新設分損金 ② 工事実績情報サービス（CORINS）への登録（助費金額600万円以上）（受注、変更、完成時） 登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。（1.1.4） [1.1.4] ③ 書類の書式等 工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の審査及び施工監理資料作成の打合せを行い配備を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。（1.1.5） [1.1.5] 4 総合工程表 原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。（1.2.1） [1.2.1] 5 総合図 工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承認を受ける。（1.2.3） [1.2.3] ⑥ 施工図等の取扱い 施工図等の内、監督職員の承認を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に属する使用権は、発注者に移譲するものとする。（1.2.3） [1.2.3] ⑦ 工事日誌 週ごとに工事の全体的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。（1.2.4） [1.2.4] また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。 ⑧ 工事写真 工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。（A4版合紙） 撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）・関係工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受ける。なお、実施については、国営建設第14号（令和5年3月1日付）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。 ⑨ 下請負者の報告 各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。 ⑩ 電気保安技術者 適用する（1.3.2） [1.3.2] ⑪ 施工条件 施工日及び施工時間 ※（1.3.3）、[1.3.3]（1）による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮図内 ・ 図示 その他の施工条件 ・ 施設を利用しながらの工事となるので、施設の運用に支障がでる施工日程・内容・大きな騒音または振動を伴う作業については施設管理者と協議のうえ、施工日時を指定する場合がある。（通常作業時間：9：00～17：00） ⑫ 工事の保険 工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 ※ 金銭の保証方式 ⑬ 契約保証 ・ 有 ・ 無 ⑭ 前払金支出割合区分補正 ⑮ 交通誘導警備員 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。										23 特別な材料の工法 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承認を受けて当該材料製造所の指定する工法による。 24 技能士の適用 本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工（配管工事） b) 熱絶縁施工（保温工事） c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付） d) 冷凍空調和機器施工 （1.5.2） [1.6.2] 25 完成時の提出物 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。（1.7.1） [1.8.2] 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本（A4版） 1部 ※ 要 ・ 不要 （完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。） b) 完成図2ツ折り製本（A3版） 1部 ・ 要 ・ 不要 c) CADデータ（図面1枚につき1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要 d) PDFデータ（全図面を1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（A4版）、電子データ） 1部 ・ 要 ・ 不要 f) 工具類（ ・ 鉄線蓋フック ・ 排水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル ・ ） 26 建築物等の利用に関する説明書 作成に当たっては、別契約の関連工事にかかる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。（http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tobiki.html） 完成図面に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象箇所の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。（1.7.3） [1.8.4] 27 取扱い説明 完成時の提出図書（建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む）を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日数は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。（1.7.3） [1.8.4] 28 不当要求等への対応 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。 29 不正給油の使用の禁止 a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正給油を使用してはならない。 不正給油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は輸送された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として製造・消費される燃料炭化水素（重油、水素等） b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 30 消防計画 工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承認を得て届出を行う。 31 工事用水・電力 構内既存の施設（用水） ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設（電力） ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)～d)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四圍電力送配電線などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 32 仮囲い ※ 別契約工事 ・ 図示 33 砂利地盤 原則として再生砂を使用する。 34 保樹砂 原則として再生砂を使用する。 その場合、六価クロム抽出試験を行い、環境基準に適合すること（0.05mg/L以下）を確認し監督職員に提出すること。 35 埋戻し ※ 掘削良質土 ・ 砂石 36 建設発生土の処理 ※ 構外搬出適切な処理（搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する） ・ 構内積集の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分（搬出図書等を提出する） 受入れ施設名： 受入れ場所： 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m3以上を構外搬出適切な処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 （https://www.city.koohi.koohi.jp/soehiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutuseaki.html） 37 電気主任技術者への報告 電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類・図面の提出について指示に従う。 38 工事特性等 受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。		工 事 名		係		係 長		課長補佐		課 長		図 面 番 号																															
高知市 都市建設部 公共建築課										介良市民会館浄化槽改修工事		下元		戸田		伊藤		鈴木		M - 01																																	
図 面 名 特記仕様書（1）										更新日		2026. 7. 1		作 図		2026 年 9 月 日																																					

[illegible]

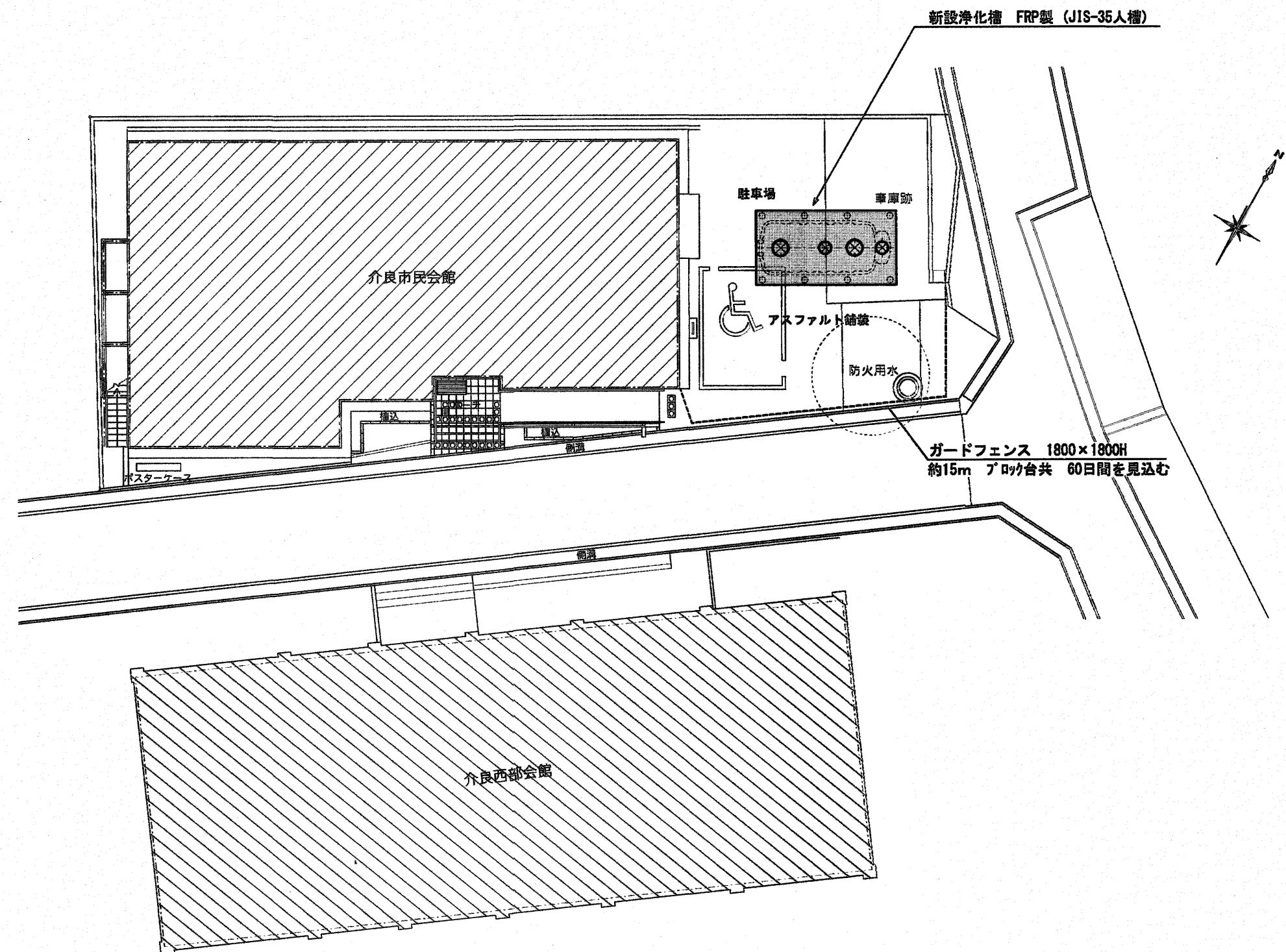
対象建物：介良市民会館
工事場所：高知市介良329番地



附近見取図

工事概要

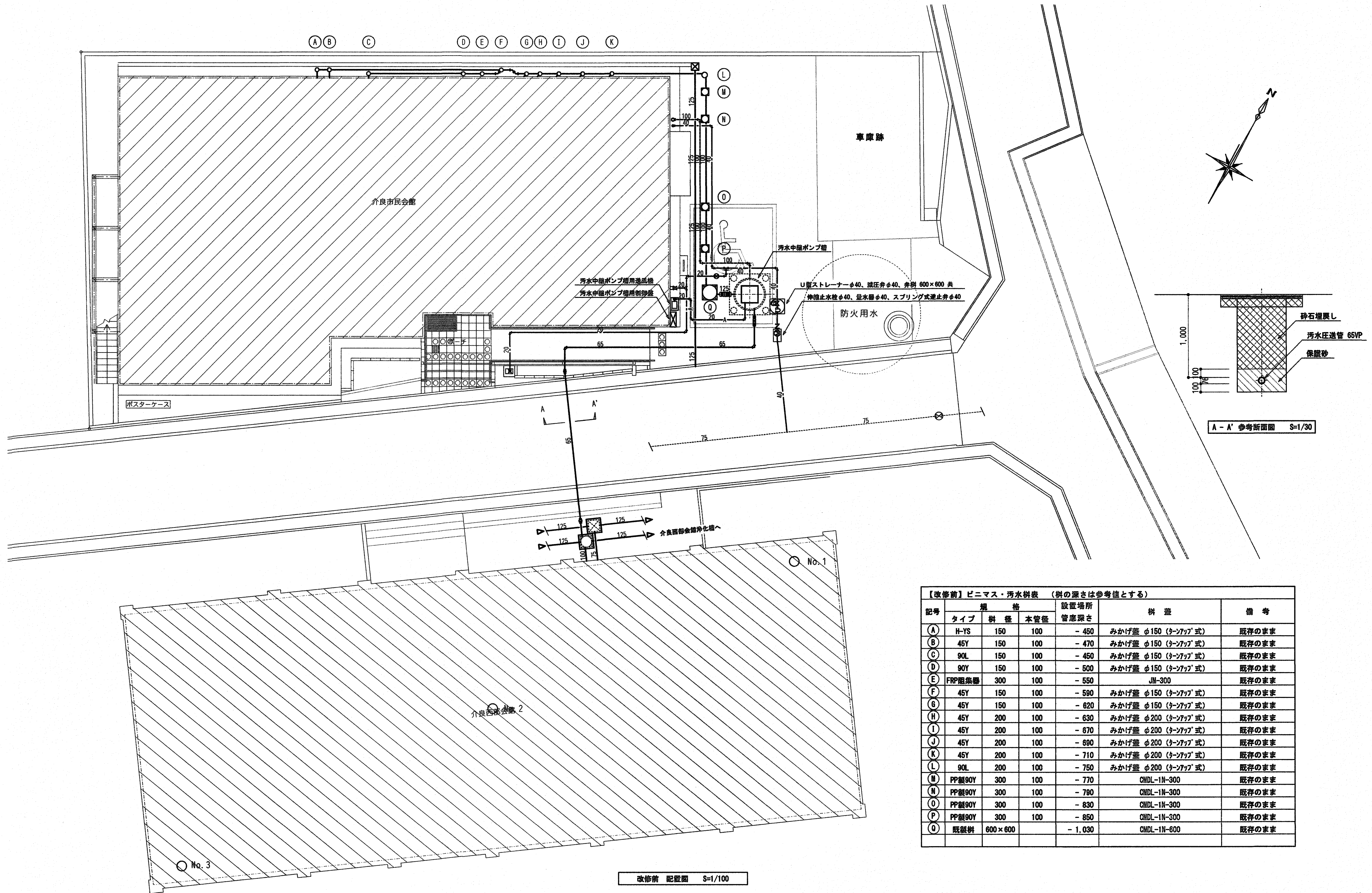
- ・現在、介良市民会館は、介良西部会館の合併処理浄化槽を利用していることから新たに合併処理浄化槽を敷地内に設置するもの。
- ・合併処理浄化槽設置に伴う、排水管切替工事。
- ・合併処理浄化槽設置に伴う、電気設備工事。
- ・合併処理浄化槽設置に伴う、撤去工事。



配置図兼仮設計計画図 S= 1:200

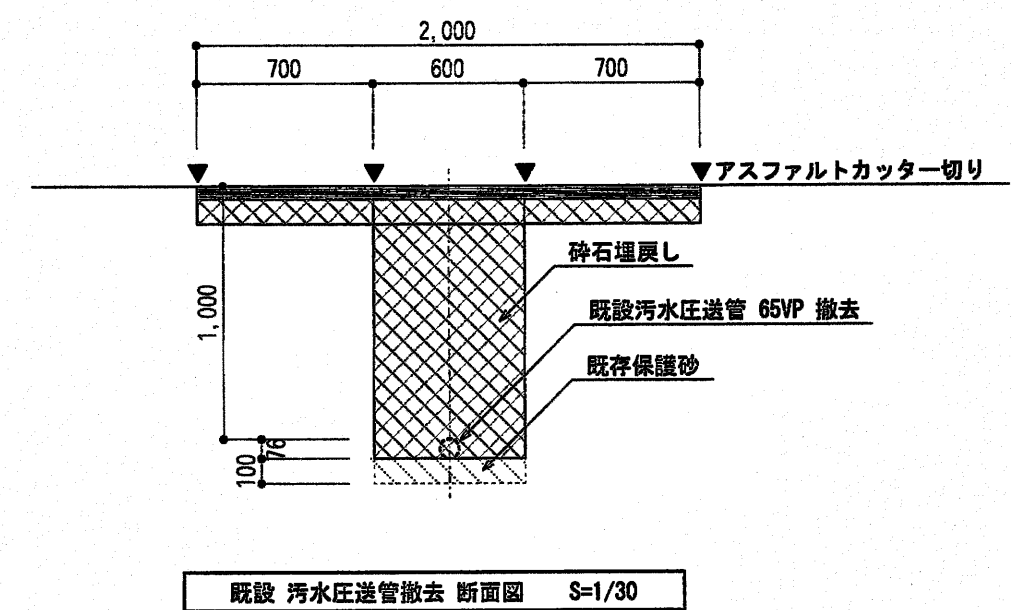
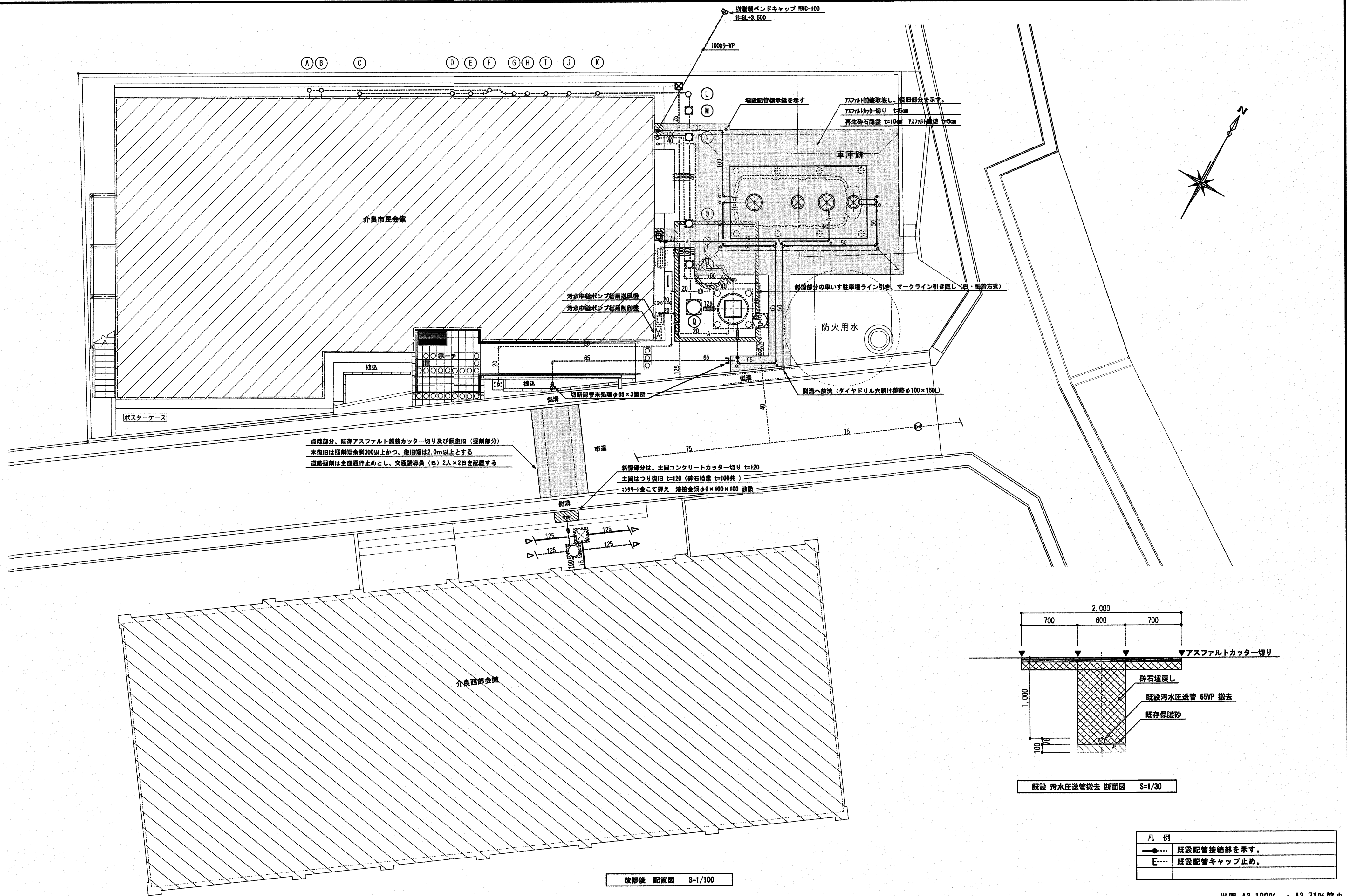
出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記			設計	工事名称	設計年月	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	図面No.
				介良市民会館浄化槽改修工事	R07. 09		下元	戸田	伊藤	松本	M-03
		図面名称	配置図・附近見取図・工事概要	縮尺	1/200						
			有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所（高知県知事登録2077号） 二級建築士登録 第3599号（高知県） 管理建築士（常石 忠） 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel：088-880-3566 E-mail t004@kcb-net.ne.jp Fax：088-880-3580								



【改修前】ビニマス・汚水樹表（斜の深さは参考値とする）

記号	規 格			設置場所 管底深さ	樹 蓋	備 考
	タイプ	斜 径	本管径			
(A)	H-YS	150	100	- 450	みかげ蓋 φ150 (タンアップ式)	既存のまま
(B)	45Y	150	100	- 470	みかげ蓋 φ150 (タンアップ式)	既存のまま
(C)	90L	150	100	- 450	みかげ蓋 φ150 (タンアップ式)	既存のまま
(D)	90Y	150	100	- 500	みかげ蓋 φ150 (タンアップ式)	既存のまま
(E)	FRP阻集器	300	100	- 550	JM-300	既存のまま
(F)	45Y	150	100	- 590	みかげ蓋 φ150 (タンアップ式)	既存のまま
(G)	45Y	150	100	- 620	みかげ蓋 φ150 (タンアップ式)	既存のまま
(H)	45Y	200	100	- 630	みかげ蓋 φ200 (タンアップ式)	既存のまま
(I)	45Y	200	100	- 670	みかげ蓋 φ200 (タンアップ式)	既存のまま
(J)	45Y	200	100	- 690	みかげ蓋 φ200 (タンアップ式)	既存のまま
(K)	45Y	200	100	- 710	みかげ蓋 φ200 (タンアップ式)	既存のまま
(L)	90L	200	100	- 750	みかげ蓋 φ200 (タンアップ式)	既存のまま
(M)	PP製90Y	300	100	- 770	CMDL-1N-300	既存のまま
(N)	PP製90Y	300	100	- 790	CMDL-1N-300	既存のまま
(O)	PP製90Y	300	100	- 830	CMDL-1N-300	既存のまま
(P)	PP製90Y	300	100	- 850	CMDL-1N-300	既存のまま
(Q)	既製樹	600×600		- 1,030	CMDL-1N-600	既存のまま



凡 例	
●	既設配管接続部を示す。
E	既設配管キャップ止め。

改修後 配置図 S=1/100

既設 汚水圧送管撤去 断面図 S=1/30

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	株式会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580		設計	工事名称 介良市民会館浄化槽改修工事 図面名称 改修後 配置平面図	設計年月 R07.09 縮尺 1/100	高知市都市建設部公共建築課	係 係長 課長補佐 課長 (下元) (戸田) (伊藤) (松本)	図面No. M-05

合併処理浄化槽人員算定
 類似用途別番号 1 の「公会堂・集会場・劇場・演芸場関係」で算定
 $n=0.08A$ (n =人員 A =延べ床面積)
 介良市民会館 (木造 2階建: 延べ床面積 420.08㎡)
 $n=0.08 \times 420.08 = 33.606 \rightarrow$ 改め 34人
 1日汚水量 34×200 (L/人・日) = 6,800L/日
 ∴設置する浄化槽は、浄化槽メーカーの標準仕様 35人槽を設置する。

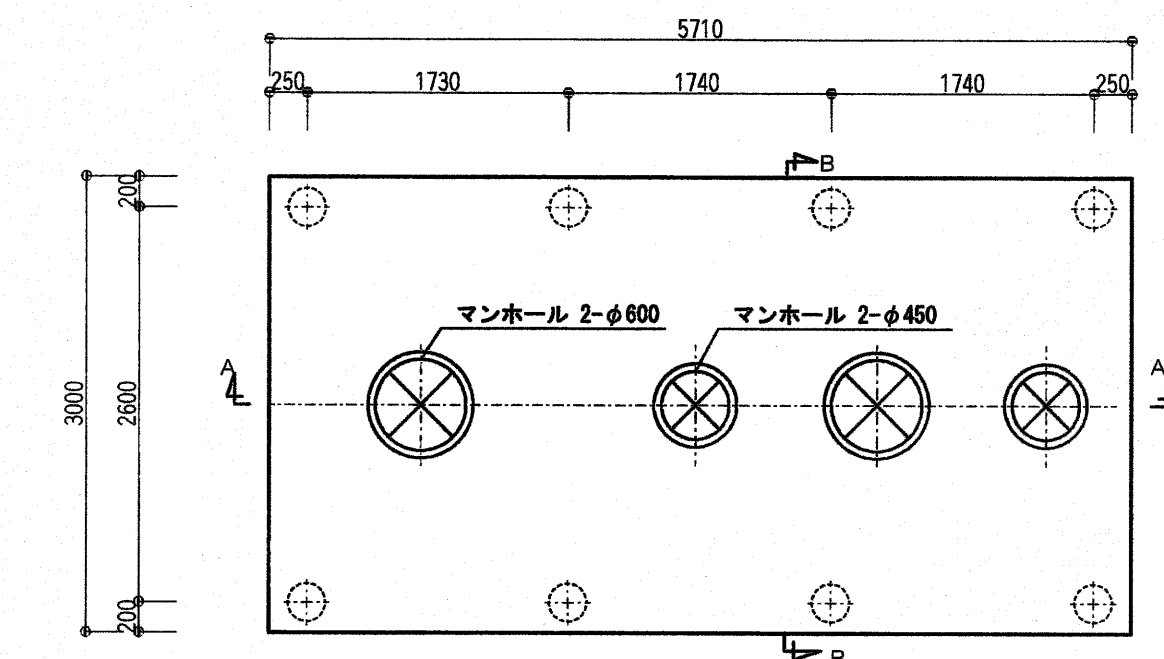
仕 様 表	
処理方式	分離嫌気ろ床担体流動方式
処理計画人員	35 人
処理計画汚水量	7.0 m³/日
流入水質	BOD 200mg/L
	COD 100mg/L
	SS 160mg/L
	T-N 45mg/L
放流水質	BOD 20mg/L
	COD 30mg/L
	SS 20mg/L
	T-N 20mg/L
参 考 有 効 容 量 m³	
沈殿分離槽	4.605
嫌気ろ床槽	3.989
担体流動槽	2.702
沈殿槽	1.830
消毒槽	0.104
放流ポンプ槽	0.074
電 気 機 器 仕 様	
送風機	100V-単相-0.20kW/0.215kW 1台
放流ポンプ	100V-単相-0.13kW 2台

特記事項
 スラブ荷重は、T-6とする。
 コンクリート強度: $F_c = 18\text{N/mm}^2$ とする。
 開口部補強筋を設けること。
 開口部補強筋の定着長さは、 $L=40d$ とする。
 マンホールは、防臭型ロック式とする。
 臭突工事は、処理槽工事外とする。
 臭突吸引配管は、上り勾配施工とする。
 流入・放流配管は、処理槽工事外とする。

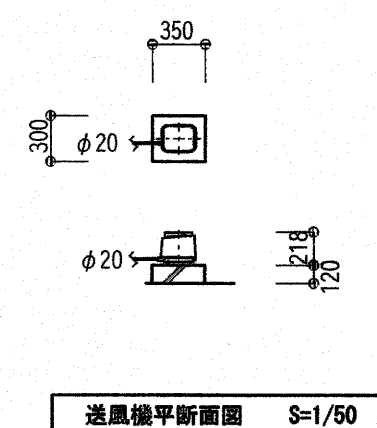
参 考 図

出図 A2 100% → A3 71%縮小

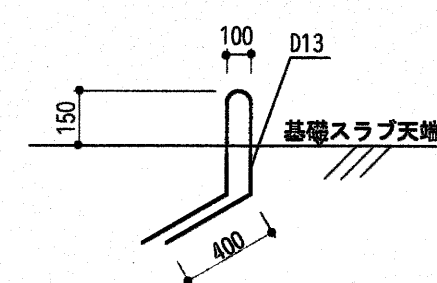
係	係長	課長補佐	課長	図面No.
下元	戸田	伊藤	松本	M-06



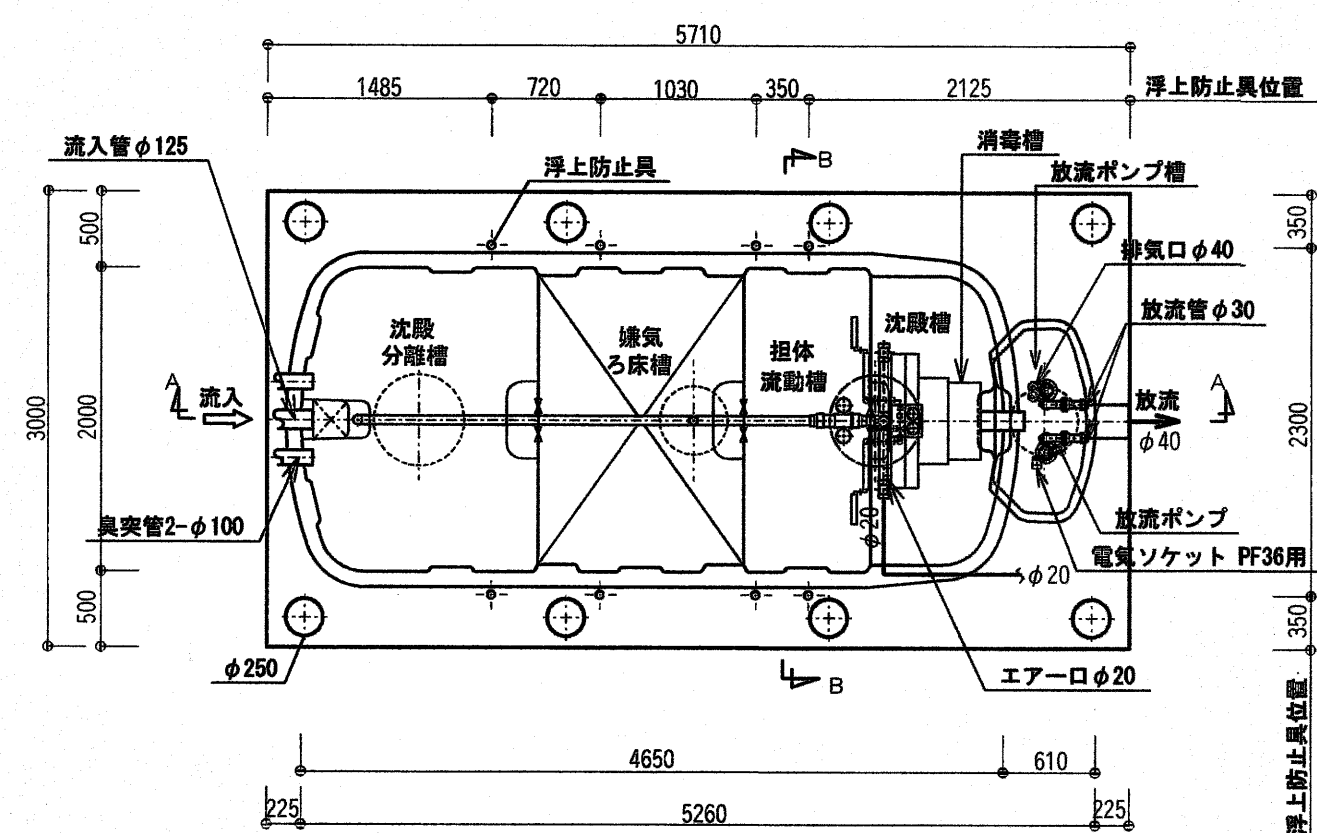
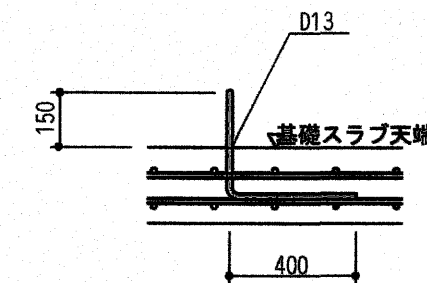
頂版開口図 S=1/50 主筋方向



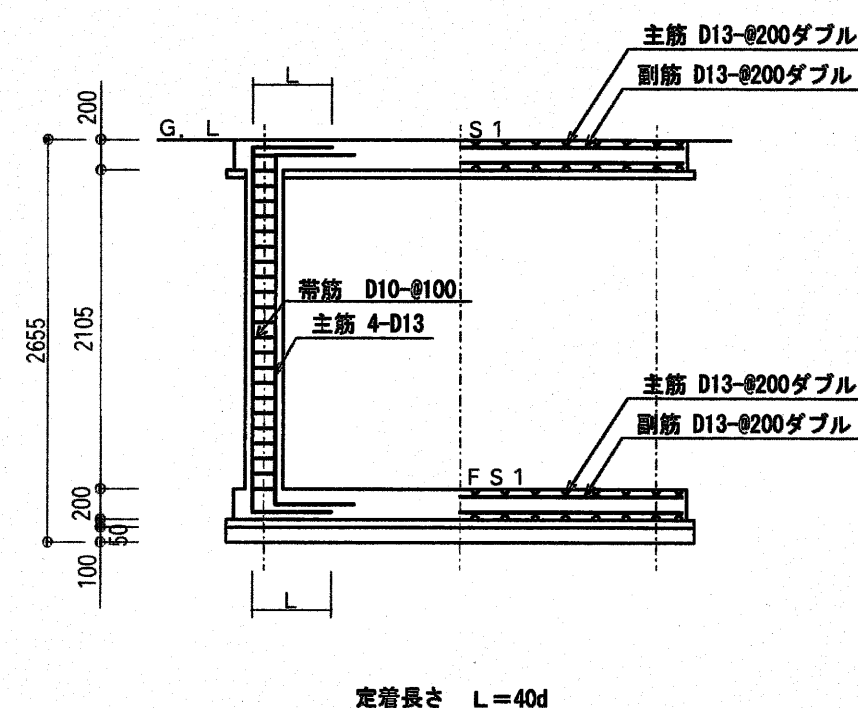
送風機断面図 S=1/50



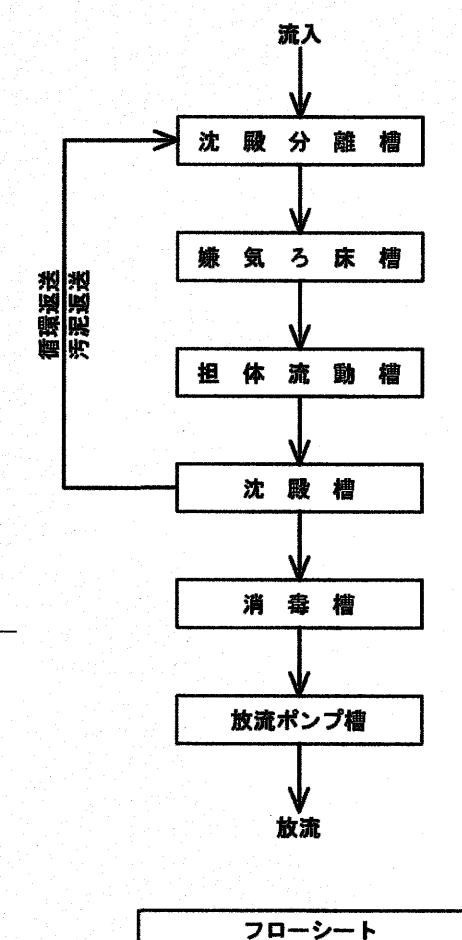
断面図
浮上防止具アンカー位置図
下端筋に定着のこと



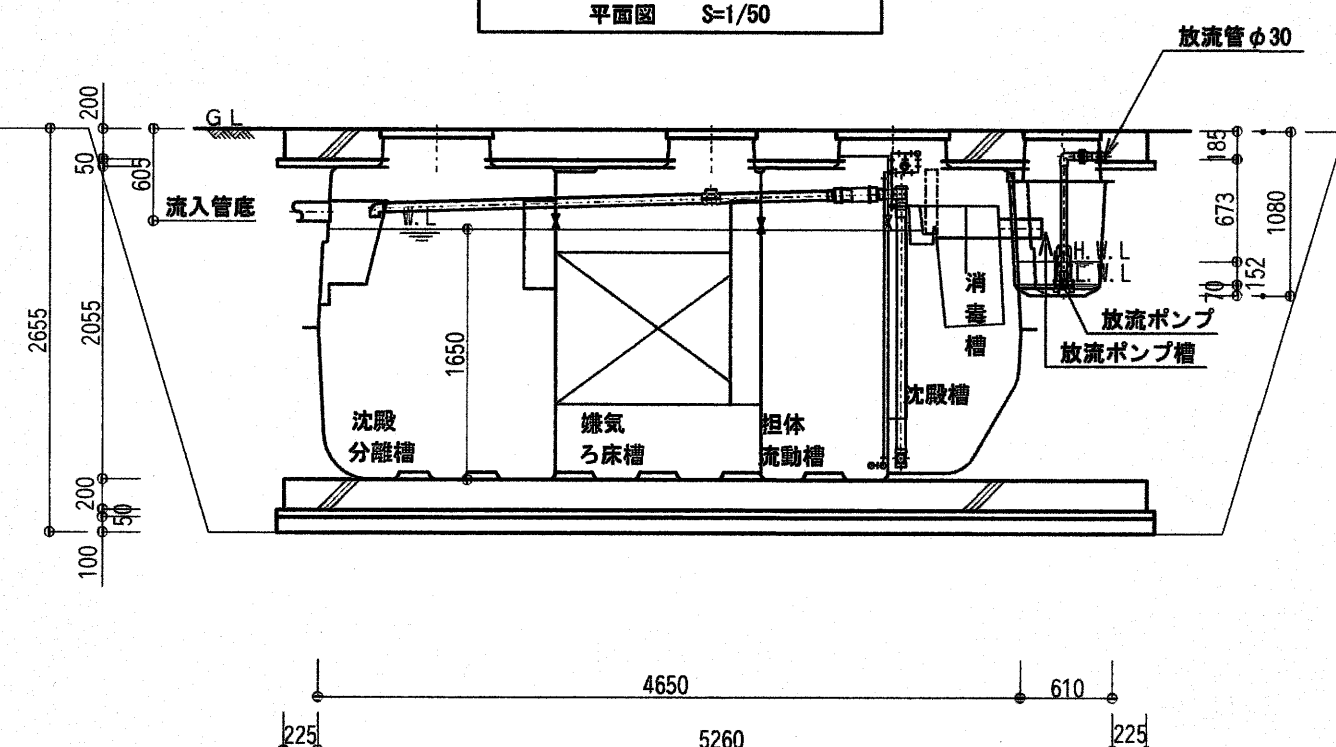
平面図 S=1/50



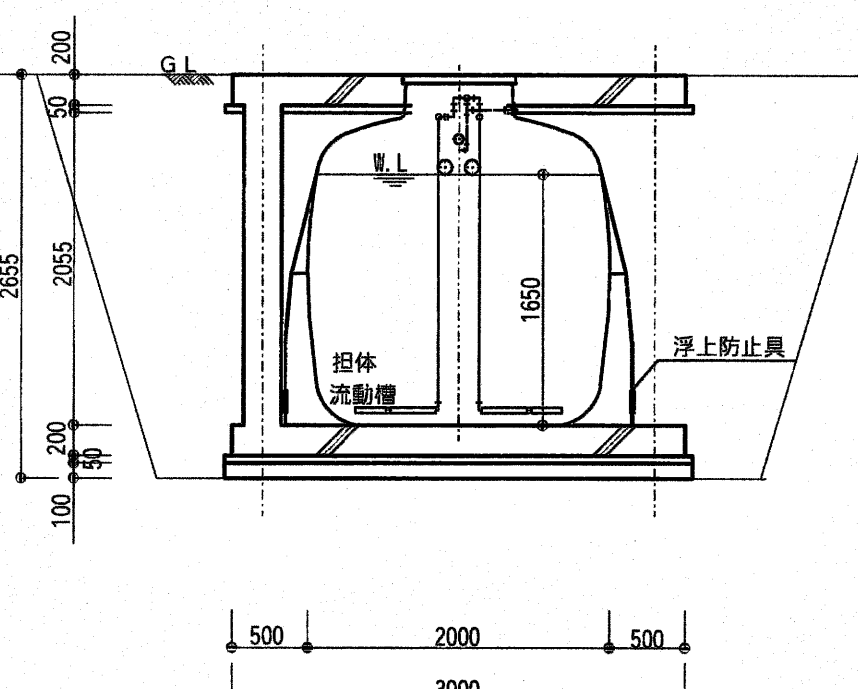
断面配筋図 S=1/50



フローシート



A-A断面図 S=1/50



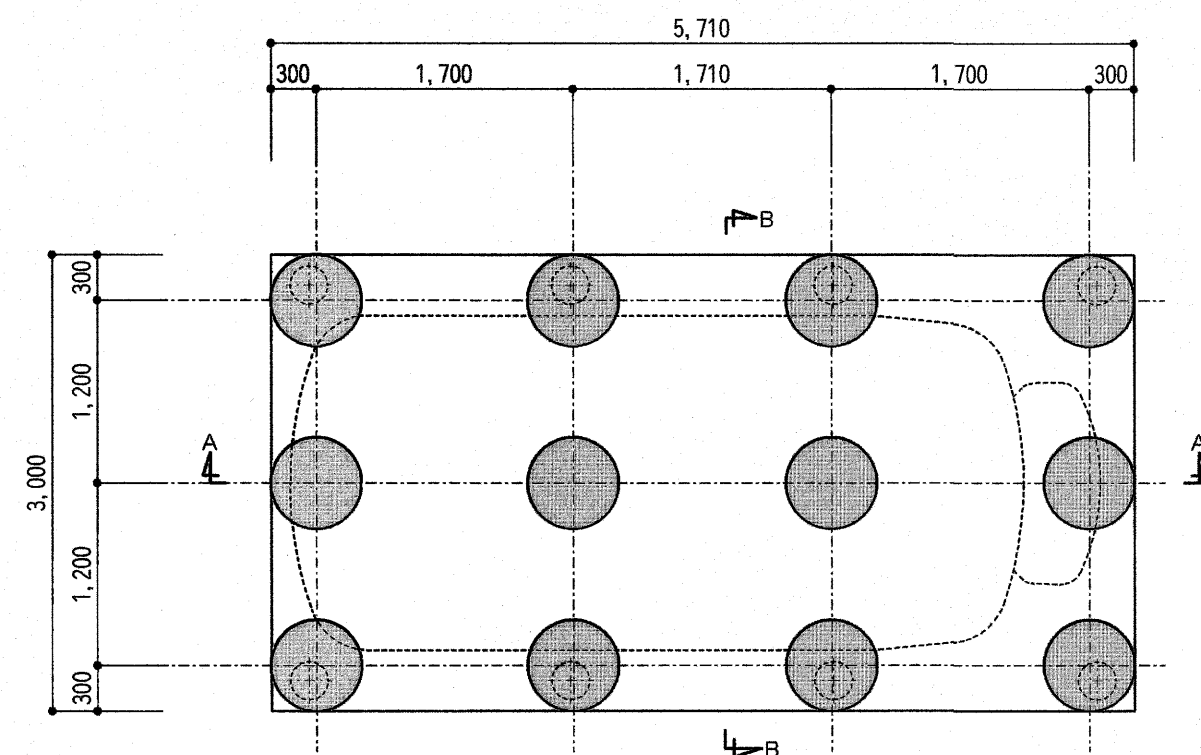
B-B断面図 S=1/50

特記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580
----	---

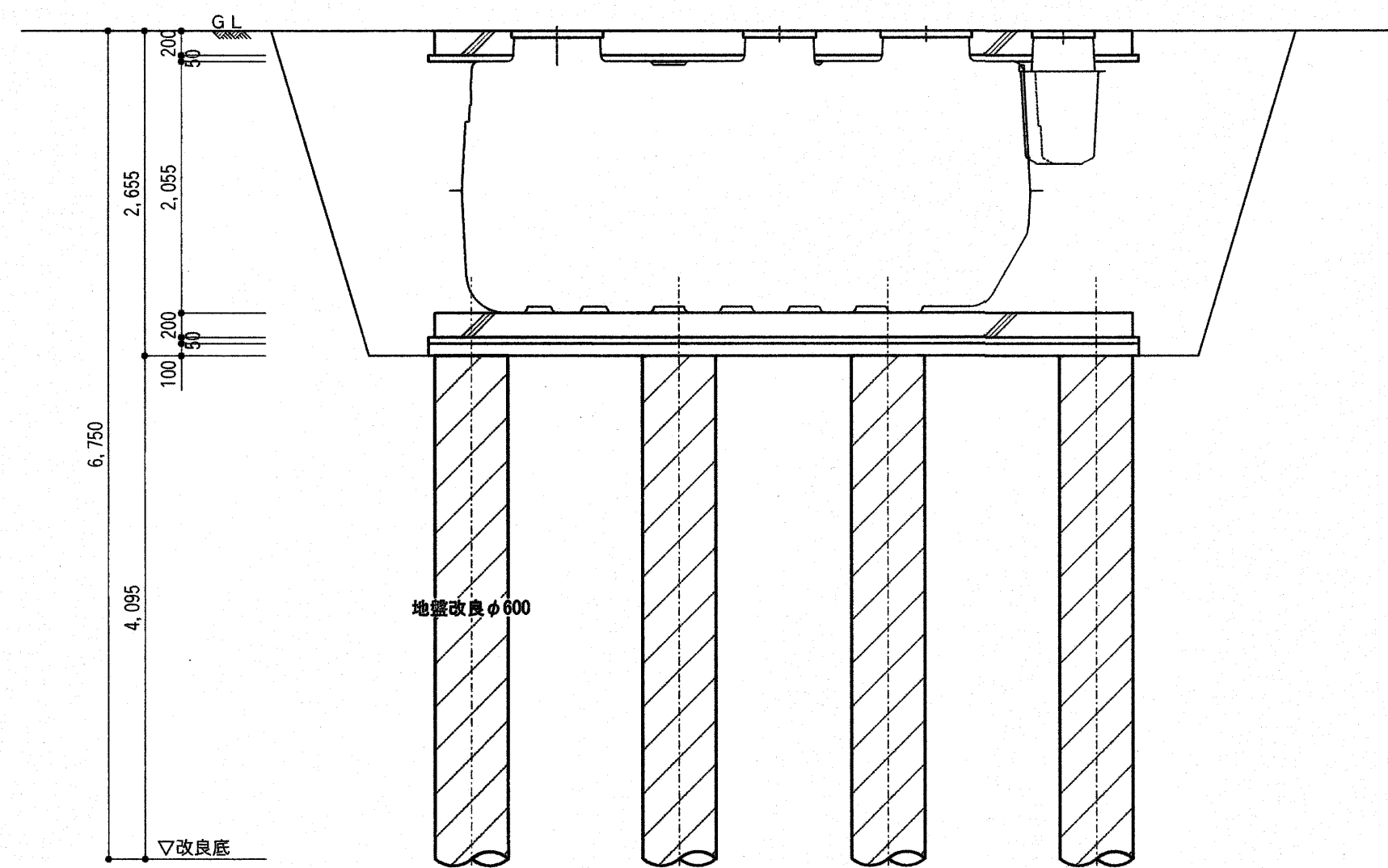
設計	工事名称 介良市民会館浄化槽改修工事 図面名称 合併処理浄化槽 平面図・断面図・フローシート
----	---

設計年月 R07.09 縮尺 1/50

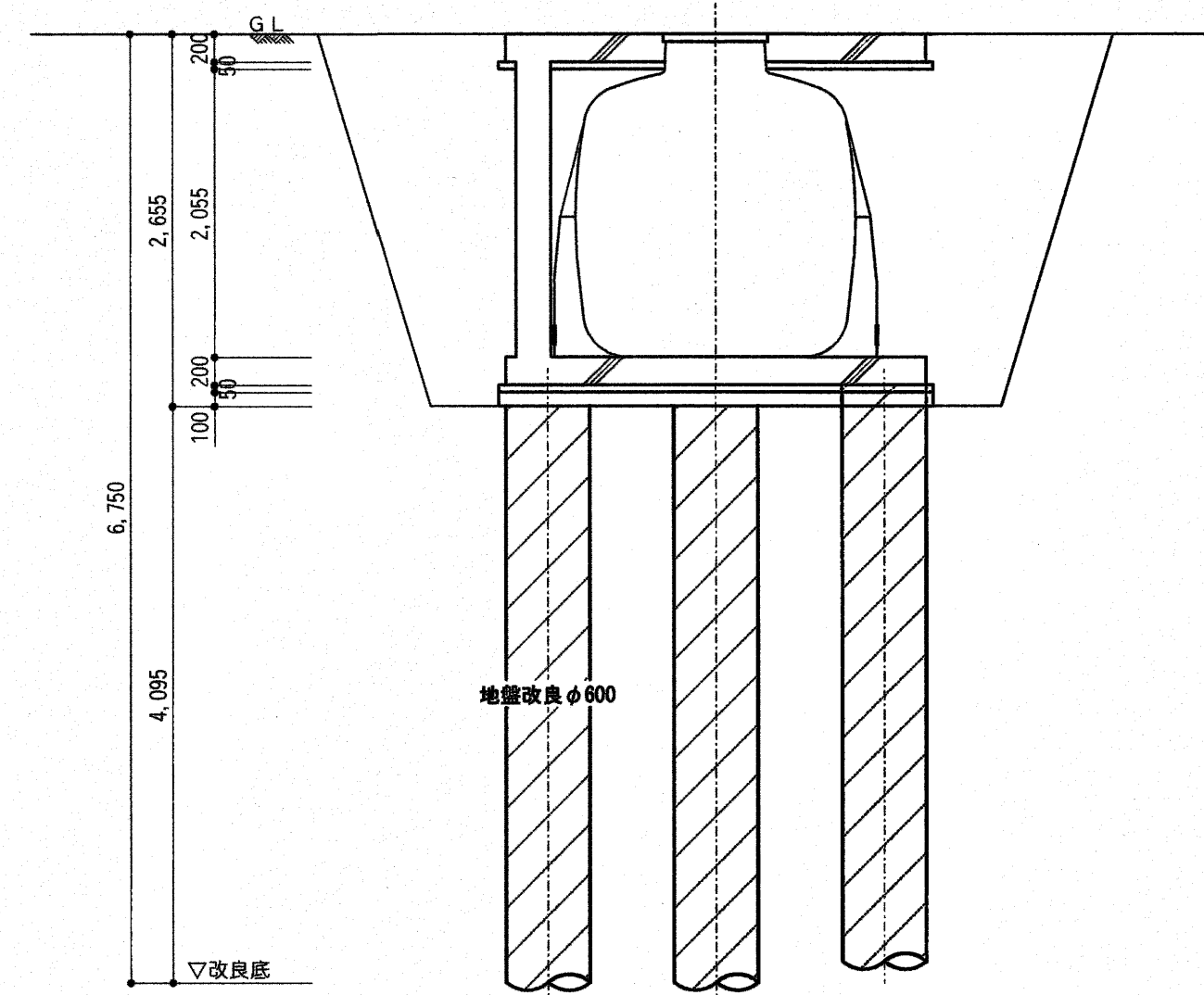
高知市都市建設部公共建築課



平面図 S=1/50



A - A 断面図 S=1/50



B - B 断面図 S=1/50

湿式柱状改良工

ウルトラコラム工法（技術性能証明工法）

φ600mm×GL-6.75m×12本 総延長=81.0m 固化材=5.5t

施工条件

- ・300kg/m³配合
- ・施工管理装置による管理
- ・設計強度 FC=800KN/m²
- ・施工コラム中よりサンプル3本採取し、7日後一軸圧縮試験を行う。

※事前に実施した地盤調査の結果によると貫入不能の箇所があり、
地中障害が埋まっている可能性がある為、施工前に掘削・撤去を行う事。
(コンクリート撤去3m³ほど見込んでいる)

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特記

有限会社 常石設備設計室
二級建築士事務所（高知県知事登録2077号）
二級建築士登録 第3599号（高知県） 管理建築士（常石 忠）
〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566
E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580

設計

工事名称

介良市民会館浄化槽改修工事

図面名称

合併処理浄化槽 湿式柱状改良 平面図・断面図

設計年月

R07. 09

縮尺

1/50

高知市都市建設部公共建築課

係

係長

課長補佐

課長

図面No.

下元

戸田

伊藤

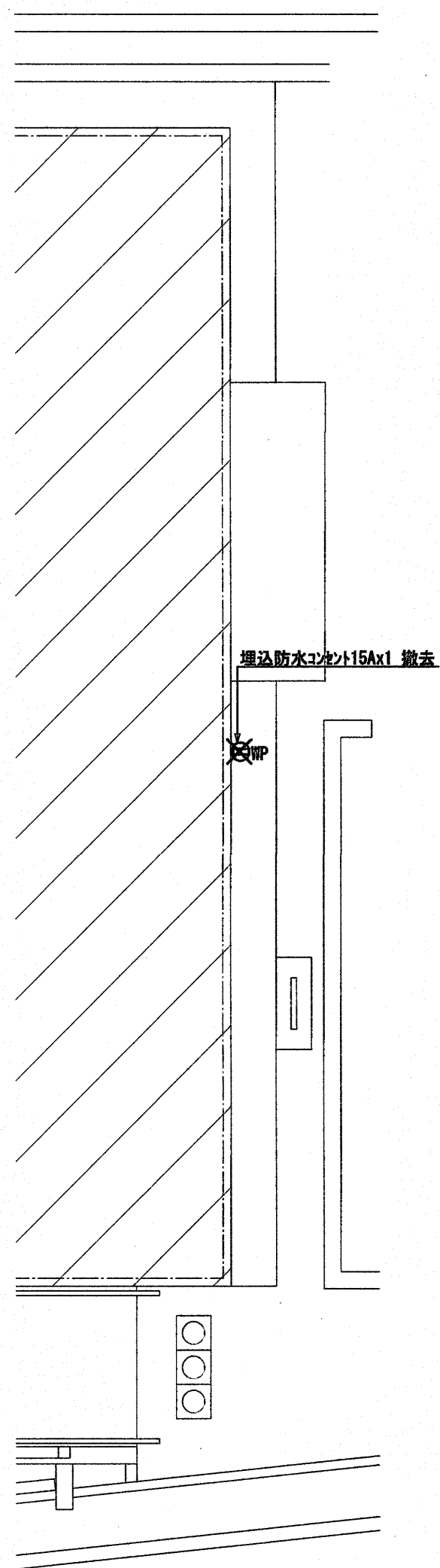
松本

M-07

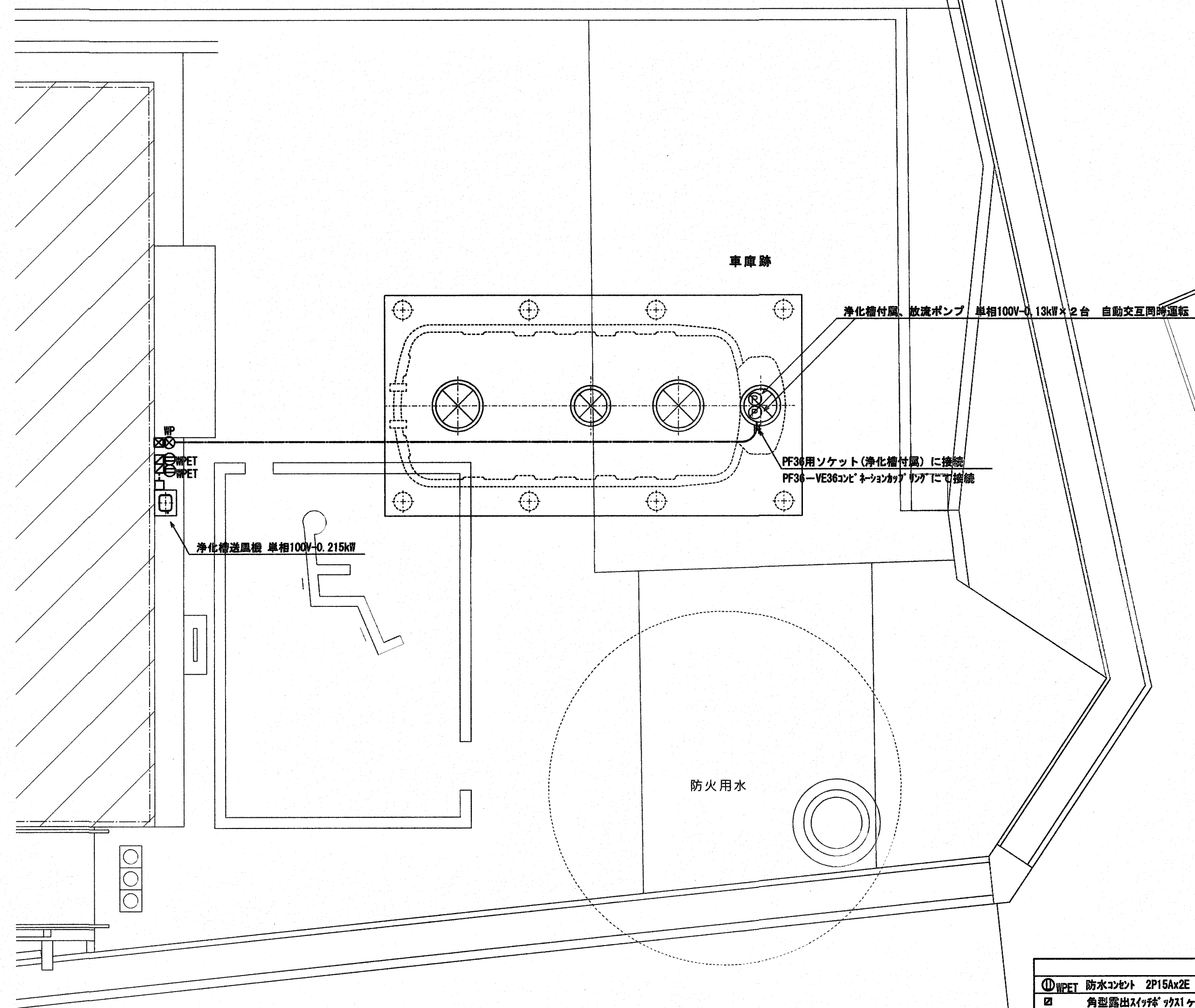
[illegible]

改修前

改修後



改修



改修前 平面詳細図 S=1/50

改修後 平面詳細図 S=1/50

① WPET	防水コンセント 2P15Ax2E ET 抜止め
□	角型露出スイッチ ヲカ1ヶ用 (VE)
□	角型露出スイッチ ヲカ1ヶ用 (VE)+SUS304-ﾌﾟﾚｰﾄ 1連
⊗	ﾌﾞﾚｰ ヲｶｽ 200㍻x150 (VE-WP)
⊗ WP	防雨入線ｶﾊﾞｰ (ﾌﾞﾚｰ ヲｶｽ蓋に取付)
----	EEF2.0-3C (VE22) 露出配管
----	ﾎﾞﾝﾌﾞ 専用ﾍﾞｰｽ 1x2 (VE36) 地中埋設
特記事項	
埋設配管は管上GL-300以上に埋設する。	
アスファルト舗装の撤去・補修は排水設備・浄化槽設備とする。	

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記		有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 介良市民会館浄化槽改修工事	設計年月 R07. 09	高知市都市建設部公共建築課	係 係長 課長補佐 課長	図面No. E - 02
			図面名称 合併処理浄化槽 電灯コンセント設備 平面詳細図	縮尺 1/50				